

質問書への回答

No.	質問事項	回答
1	<p>【全区共通】</p> <p>仕様書 9 処遇改善の実施</p> <p>各種処遇改善事業について全ての児童クラブにおいて適用済と判断していいですか。また、処遇改善にかかわる費用については別途契約か実施要領に記載している契約金額に含まれているかご教示願います。</p>	<p>処遇改善はすべての児童クラブに適用しています。</p> <p>費用については、本契約の契約金額に含まれています。</p>
2	<p>【全区共通】</p> <p>仕様書 5 基本事項 (5) 運営体制及び職員配置</p> <p>現時点において1日における職員配置状況（放課後児童支援員、補助員）をクラブ別でご教示願います。</p> <p>次に障がい児等を支援するための支援員等、看護職員についても配置をしている児童クラブがあればクラブ別でご教示願います。</p> <p>また、上記の障がい児等を支援するための支援員等、看護職員の配置にかかわる人件費については別途契約か、実施要領に記載している契約金額に含まれているかご教示願います。</p>	<p>職員配置状況については、時期や時間帯によりクラブごとに変わる場合があるため、お示しできません。</p> <p>加配状況についての回答の公表は控えさせていただきます。ご希望の場合は個別に情報提供させていただきますので、別途こども若者応援課児童クラブ係宛てご連絡いただきますようお願いいたします。</p> <p>人件費については、本契約の契約金額に含まれています。</p>
3	<p>【全区共通】</p> <p>【仕様書別紙5】費用分担区分</p> <p>受託者負担となる需用費における施設内外及び設備の簡易修繕に係る修繕料について直近過去3年度分の実績額及び内容を児童クラブ別にてご教示願います。</p>	<p>現受託者の情報になるため、お示しできません。</p>
4	<p>【全区共通】</p> <p>【仕様書別紙5】費用分担区分</p> <p>受託者負担となる食糧費（おやつ代）について実費額を保護者負担として回収している児童クラブはありますか。また、食糧費以外に保護者から実費額を回収している費用があればお示し下さい（傷害保険料等）</p>	<p>食糧費を保護者負担として回収しているクラブはありません。食糧費以外の実費についても同様です。</p> <p>実費はすべて利用料として市が保護者から徴収しており、委託料に積算されています。</p>

5	<p>【全区共通】</p> <p>【仕様書別紙5】費用分担区分</p> <p>受託者負担となる役務費の手数料（浄化槽法定点検等、消防設備保守点検、建築設備点検、エアコンクリーニング等）直近過去3年度分の実績額及び内容を児童クラブ別にてご教示願います。</p>	<p>現受託者の情報になるため、お示しできません。</p>
6	<p>【全区共通】</p> <p>【仕様書別紙5】費用分担区分</p> <p>受託者負担となる使用料/賃借料の職員駐車場借上料、物品等の借上げ、施設使用料（日常の児童クラブ活動場所以外）直近過去3年度分の実績額及び内容を児童クラブ別にてご教示願います。</p>	<p>クラブ毎の内訳を把握していないため、お示しできません。</p> <p>なお、駐車場につきましては、No. 9の回答をご参照ください。</p>
7	<p>【全区共通】</p> <p>公募型プロポーザル実施要領</p> <p>7 プロポーザル参加申請書等の提出</p> <p>(1) 提出書類について、参加を複数希望する場合には参加する数に応じて提出書類を準備すると理解していいですか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
8	<p>各クラブの施設環境をご教示ください。</p> <p>学校校舎内外、学校敷地内外の建物、複数支援単位がある場合は、位置関係(別棟・階数・隣接部屋等)もご教示願います。</p>	<p>別紙のとおりです。</p>
9	<p>現在の各クラブの駐車場使用状況についてご教示願います。</p>	<p>別紙のとおりです。</p>
10	<p>手数料（浄化槽法定点検、消防設備保守、建築設備点検、エアコンクリーニング）について、各クラブの前年度の実績値をご教示願います。</p>	<p>現受託者の情報になるため、お示しできません。</p>
11	<p>現在、各クラブに設置されている固定電話について電話料が受託者負担とされていますが、設置済固定電話の名義変更を行い費用負担をすとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約の名義は静岡市、請求先が受託者様となります。</p>
12	<p>クラブ別の特別支援を必要とする児童、医療的ケア児童、外国籍児童の登録人数をご教示ください。またその対応（加配や通訳等）についてご教示願います。</p>	<p>No. 2の回答をご参照ください。</p> <p>なお、特別支援を必要とする児童に対しては、加配により対応を行っております。</p> <p>また、日本語が不慣れな児童に対しては、翻訳機器等を利用し対応を行っております。</p>

13	現在の各クラブにおける登録児童数についてご教示願います。	別紙のとおりです。
14	クラブ別の職員配置状況、放課後支援員認定資格保有者数をご教示ください。	職員配置状況については、No.2の回答をご参照ください。放課後支援員認定資格保有者数については別紙のとおりです。
15	仕様書別紙2で示されている備品一覧表については、各クラブに記載品目が全て配置されているものと理解してよろしいでしょうか。	基本的には配置されていますが、現受託者様との協議により、不要と判断されたものについては一部配置されておりません。引継ぎの中で要不要の協議を行わせていただき、必要に応じて静岡市が追加配置いたします。
16	実施要領(全業務共通) 9-(2)-② ヒヤリング説明者は、「担当者とする」とありますが、本会役職員であれば問題ないでしょうか。	実施要領中の、本業務を受託する際の担当者とは、仕様書上の統括責任者に相当する人物を指します。
17	仕様書(全業務共通) 5-(5)-① 複数業務に応募・受託させていただくことになった場合、統括責任者をそれぞれの業務ごと配置する必要がありますか。(複数業務を兼務することは可能ですか)	複数業務を兼務することは可能です。
18	仕様書(全業務共通) 13 「業務の引継ぎ」については、新たに受託した事業があった場合、契約開始より円滑に事業実施が出来るためのスケジュール及び引継ぎ内容を提示することによろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
19	仕様書(清水区) 別紙1 公設民営の清水区内のクラブの内、本仕様書に含まれていない児童クラブが複数ありますが、運営期間内に、新たに委託となる(契約変更)可能性はありますか。	運営状況に応じて、新たに委託が必要となるクラブについては、別途公募による選定を行います。